安全保障理事会決議 2185 (2014)

2014年11月20日、安全保障理事会第7317回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を想起し、

治安部門改革に関する 2151 (2014)、国際連合平和維持活動に関する 2167 (2014) と 2086 (2013)、文民の保護に関する 1894 (2009)、女性、平和および安全に関する 1325 (2000) と全てのその後の諸決議、子どもと武力紛争に関する 2143 (2014) と従前の諸決議、小型武器に関する 2117 (2013) の安保理諸決議、並びに法の支配に関する 2014 年 2 月 21 日 (S/PRST/2014/5) および紛争後の平和構築に関する 2012 年 12 月 20 日 (S/PRST/2012/29) の安保理議長声明、並びに他の関連する諸決議および議長諸声明を想起し、

国際的なまた国内のレベルでの法の支配を強化することおよび持続的な経済成長、貧困削減、社会開発、持続可能な開発、国民和解、良い統治、民主主義、ジェンダー平等および人権尊重並びに保護を促進することを通したものを含む、武力紛争の予防のための運用上のまた制度上の措置を構成しその根本原因に対処する、紛争予防と持続可能な平和に対する包括的な対処方法の必要性をくり返し表明し、

平和維持活動および特別政治ミッションの成功は、派遣団の長の全体的な指導力の下でのこれら派 遣団の異なる要素間の密接な協力を要求していることを強調し、

全ての平和維持活動を実施している全ての国家の政治的独立、主権平等および領土保全の原則に対する安保理の公約とそれらの尊重並びに国際法の下での自らの義務を遵守する国家の必要性を含む、国際連合憲章の目的および原則を維持する安保理の公約を再確認し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則に対する尊重は、平和維持活動の成功にとって不可欠であることを再確認し、

各平和維持活動および特別政治ミッションの職務権限は、関係国の必要性および状況に応じて特異であることを認識し、

中立性、当事国の同意、国の主体性および国の責任の原則を再確認し、また特別政治ミッションを 受け入れている諸国の見解および諸国との対話の重要性を強調し、

受入国の警備機関はしばしば、治安問題について政府と地域共同体との間の主要なつながりである ことに留意し、そして専門的な、効果的な、責任のある、そして利用可能な法執行、矯正および司法機 関は、持続可能な平和および国内の開発のための礎を築くために必要であることをくり返し表明し、

国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの不可分な一部としての警察部門の役割における重要な成長および当該活動やミッションの職務権限における増加している多様なまた複合的な警備関連任務を認め、警察部門が制服を着た国際連合警察官と文民の警備専門家の双方を含むことができることに留意し、個々の警察官(IPOs)と編成された警察部隊(FPUs)により遂行される別個の任務およびこれらの異なる能力に対して増加する要求に留意し、これらの能力の使用は、受入国の状況と必要性に基づくべきであることを強調しそして国際連合警察部門の任務を派遣団の負託された任務と合わせることの必要性に留意し、

国際連合の警備関連作業は、平和維持活動、紛争後の平和構築活動、法の支配および発展のための 基礎の創造に非常に貴重な貢献となっていることを強調し、

国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの職務権限の警備関連の側面は、受入国の警備並 びに他の法執行機関に対する運用上の支援を提供しつつまた暫定的な警備と他の法執行を実施しつつ、 受入国の警備と他の法執行機関の改革、再編および開発のための支援を含むことができることを想起し、

本部および現場双方の、国際連合警備活動の範囲の密接な調整、とりわけ適切な場合には安全保障理事会が負託した使節団と国際連合国別現地チームとの間の、重要性を強調し、そして警備活動を遂行することを負託された関連する国際連合機関に対し、適切な場合には、既存の調整メカニズムを通して活動することを奨励し、

国際連合警察部門が、警察官提供諸国を通した様々な警備モデルが与えられているとすると、特別な技能および装備に対する必要性並びに統一された警備の対処方法を確保することを含む、様々な課題に直面していることに留意し、

警備に対する国際連合の標準化された対処方法の策定を含む、国際連合の警備の対象について国際連合事務局に対して指針を提供してきた総会の平和維持活動に関する特別委員会の報告書を想起し、そして国際的な警察の平和維持活動のための戦略的指導枠組の策定において国際連合平和維持活動局の警察部門により遂行された包括的な協議過程を認識し、

負託された任務を遂行するため専門的な技能、経験および専門知識をもった、適切に訓練されまた精査されそして、適当と認められる場合に、使用できる状態で準備されまた派遣部隊所有の装備の総定員数で展開される警察官を提供している加盟国の重要性を強調し、FPUsが適切に訓練されまた装備されることを確保するのを助けるための国際連合、警察官提供諸国、他の加盟国および関連する地域的並びに国際的機構の間の協力を歓迎し、そしてこのような協力の重要性を強調し、

自らの職務権限を効率的且つ効果的に実行する能力を増しまた自らの安全および防護を高めるため、国際連合警察部門による、閉鎖回路テレビ、特殊犯罪データ・ソフトウェアおよび地理情報マッピング・システムのような情報通信技術並びに高度な金属探知器、実験室設備および薬物、爆発物並びに弾道の探知および分析システムのような他の技術を含む、最新技術の増加している使用に留意し、そして国際連合事務局に対し、これらの技術が、配置された場合には、国際連合憲章の目的および原則また平和維持活動の基本原則に一致して国際連合警備活動に効果的に統合されること、およびそのような資産によって集められた全ての資料の機密性が関連する具体的な手続で詳しく述べられているように保存されることを確実にすることを奨励する。

国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの包括的再検討についての事務総長の発表を歓迎しそしてこの再検討を実施するハイレベルの独立パネルの設置についての事務総長の発表に留意し、

警察、司法および矯正分野の合同の世界的フォーカルポイントとしての平和維持活動局および国際 連合開発計画の指名に留意し、 国の対処方法および警備並びに他の法執行機関の改革を含む、治安部門改革の優先事項を決定する 関係国の主権および主要な責任を想起し、そしてそのような改革が、特定の必要性および問題となって いる国の条件に根付いている国有のプロセスであるべきことを認識しまた国のレベルでの治安部門改 革の分野における専門知識の開発を奨励し、

国際連合警察部門が、受入国の警備機関の改革および地域共同体志向の対処方法を強調しまた治安部門改革の他の分野並びに法の支配と統合される包括的な方法における警備能力を構築することを、支援することにおいて、またそれらに対する国際的な支援を調整することにおいて、果たすことができる重要な役割に留意し、

良い統治および司法と矯正システムの枠内での警備並びに実用的な法執行サービスの監視は、これらのサービスが住民に奉仕することに責任があり、すぐに反応しまた能力があることを確保することにおいて重要であることを強調し、

国際連合警察部門が、負託された場合には、受入国と協議してまた他の部門と共同して、文民を保護しそしてその領域内のまたその管轄権の対象となる全ての個人の人権を尊重しまた確保する受入国の主要な責任を維持する受入国を、特に、監視および抑止、早期警戒や予防、基本的な安全と防護に対する支援、物理的な保護、防護的な環境の創出、国の治安部門改革計画の支援、能力構築および受入国の相手役との政治的関与を通して、支援することにおいて果たすことができる重要な役割を強調し、

紛争予防および解決におけるまた平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和および安全の維持並びに促進のためのあらゆる取組における女性の平等な参加と十分な関与の重要性、並びに警備および法の支配に関するものを含む、紛争予防と解決に関する意思決定における女性の役割を増加させる必要性を強調し、

国際連合平和維持活動および特別政治ミッションにおける女性警察官の増加した参加、それゆえ地 方の共同体との信頼構築を支援できる多様な観点を提供することを含む、関連する職務権限の実施の有 効性に貢献すること、暴力および虐待から女性と子どもを守ることを改善すること、そしてジェンダー に敏感な警察の対処方法や監視を促進すること、に留意しまた奨励し、 国際連合平和維持活動における女性警察官の割合を2014年までに20パーセントまで増やすことを 促進する2009年国際連合グローバル・エフェクトの開始を想起し、国際連合グローバル・エフェクト の開始以降平和維持活動における女性警察官の増加を歓迎し、そして国家および国際連合事務総長に対 し、20パーセントの目標の現実化を支援する取組を強化することを奨励し、

性的およびジェンダーに基づく暴力からの保護の、また FPUs 内の女性の展開や特別保護部隊の設立など女性の必要性を反映した地域社会戦略の必要性を含む、紛争下および紛争後の環境における女性の具体的な必要性を認識することにおける国際連合警備の成功を改善するための革新的な実践を認識し、

武力紛争下の子どもの保護は、紛争を解決し平和を構築するあらゆる包括的戦略の重要な側面であるべきことをくり返し表明し、ミッション特有の子ども保護についてのまた適切な包括的な子どもに敏感な予防および保護対応についての展開前並びに展開中の特別訓練を国際連合警察部門に提供すること並びにこどもに対して犯された違反および虐待を監視すること並びに報告することの重要性をこれに関連してくり返し表明し、そして警察部門および子ども保護アドバイザー並びにジェンダーおよび女性保護アドバイザーとの間の調整を高めることの重要性を強調し、

国際連合警察部門が、負託された場合には、特に国境、入国管理および海上安全並びに犯罪予防、 対応および捜査を通して、組織犯罪に対処するため、受入国の警備および他の法執行機関の能力を構築 することにおいて果たすことができる重要な役割を強調し、

十分に訓練された要員をもった、公平な、すぐ反応する、責任のある、共同体志向の警備機関が、 暴力的な過激主義に、国家権力と共同体との間の信頼構築と対話を通して、対抗することに役立つこと ができることを強調し、

警察部門が、負託された場合には、助言および援助の提供を通したものを含む、安保理が命じた制 裁措置の実施および遵守の監視において受入国政府を支援することにおいて果たすことができる役割 に留意し、

地域的および準地域的機構が、受入国の警備および他の法執行機関に対する支援を通したものを含

む、治安部門改革(SSR) および武装解除、動員解除および再統合(DDR)、法の支配、復旧、復興および開発過程を含む紛争後の平和構築において果たすことができる役割を認識し、そして平和維持活動および特別政治ミッション並びに地域的および準地域的機構や取極との間の勾留および協力の重要性を確認し、

平和のために自らの命を失った国際連合平和維持活動要員の追憶に敬意を表し、そしてこれに関連して、国際連合平和維持要員の安全および防護の重要性を強調し、国際連合平和維持活動に対する主要な挑戦を構成する多くの平和維持ミッションにおける国際連合平和維持要員に対する治安上の脅威や対象を特定した攻撃について深刻な懸念を表明し、国際連合平和維持要員の殺害および彼らに対するあらゆる暴力行為を最も強い文言で非難し、そしてそのような攻撃の実行者は訴追されなければならないことを強調し、

国際連合システムの組織によって雇用されている要員の安全および保護の主要な責任は受入政府にあることを再確認し、そして受入政府の責任を補足して、国際連合警察官または部隊として配置されていない場合の FPUs の構成員を含むがそれに限定されない、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションで個人的に配置された警察要員の安全および防護は、国際連合治安管理制度の治安取極の下にあることに留意し、

- 1. 適切な場合には、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの職務権限の不可分の一部 として警備を含めることおよび適切な資源により伴われた、警備関連活動のための明確な、信頼に足る そして達成可能な職務権限を与えることを決定する。
- 2. 職務権限を支援してまた派遣団の長の全体的な指導力の下、国際連合警察部門と平和維持活動および特別政治ミッションの他の要素との間の強力な協力および調整の重要性を強調する。
- 3. 警察官提供諸国に対し、関連する場合には、多次元的平和維持活動の職務権限を含む、派遣団の職務権限を実行するために必要な技能、装備および経験をもった専門的な警察要員を提供し続けることを促し、職務権限を遂行するための関連するレベルでの適切な言語能力およびジェンダーの専門知識の重要性を強調し、そして将来の警察要員提供諸国に対し、そのような要員をまた提供すること、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションにおける専門的な警察要員に対する要求が十分に満たさ

れることを確保できるようにすることを促す。

- 4. 事務総長に対し、その重要な役割を十分に尊重して加盟国および平和維持活動特別委員会との、 適切な場合には、密接に協議して、以下のことを含んで、国際連合の警備関連活動における専門性、有 効性およびシステム全体の一貫性をさらに促進することを要請する。
  - a. 国際的な警察平和維持活動のための戦略的指針枠組を通して、国際連合の警備関連活動のための基準および指針の策定と実施
  - b. 展開前、導入および現場での訓練を含む、国際連合警察部門のための包括的、標準的な訓練の 策定
  - c. 派遣団上級指導者コースを通したものを含む、警察官上級指導者訓練の提供
  - d. 国際連合警察関連活動の有効性を評価するための強力な過程の策定
  - e. 第五委員会が、行政および予算事項が委ねられている国際連合総会の適切な主要委員会であることを認識しつつ、国際連合の警察および文民警備専門家のための勧誘と展開手続の合理化および 改善
  - f. 警備および法執行機関の改革に関する国際連合システム内の活動の調整
- 5. 政治的指導力および国家当局の意思が、受入国の警備および他の法執行サービスを改革することに対して重要であることを認識し、受入国の治安部門に対する包括的な国のビジョンの一部として、法の支配と人権の尊重を促進する警備および他の法執行のための戦略を策定すること、ビジョンの実施を調整すること、警備、法執行および他の治安機関に向けて国の資源を取っておくことおよび警備改革を含む、治安部門改革過程の影響を監視することにおける受入国政府当局の主導的役割を強調する。
- 6. 加盟国および国際的な協力機関に対し、より広い治安部門改革の文脈の中で、警備および他の 法執行機関を専門化し、そして国際的な警備支援が国内的に合意された計画の支援と十分に調整される ことを確保する受入政府の取組を、要請に基づいて、支援することを促し、そしてそのような支援は、 受入国の必要性に合わせられるべきであることを強調する。
- 7. 警察および他の法執行機関の改革は、関係機関の合法性を高めるためまたそのような改革の広い主体的取組を確保するため、包括的な政治過程および合意の支援を得てまたそれらにより情報を与えられることが必要であることを認識する。

- 8. 国際連合警察部門が、法の支配を強化しそして、負託された場合には、治安部門を改革する広範な取組の文脈において、特に、受入国の警備および他の法執行機関に対する運用上の支援を提供すること、並びに技術援助、共同配置、訓練および監督計画を通したものを含んでそのような機関の改革、再構成並びに再建を支援することにより、紛争下および紛争後の状況において法の支配を強化することにおいて、負託された場合には、果たすことができる重要な役割に留意する。
- 9. これに関連して、事務総長に対し、それぞれの国家特有の文脈において平和維持活動および特別政治ミッションの全体的な戦略的計画立案において、警備および他の法執行機関の改革を含む、治安部門改革を適切な場合には審議すること、並びに以下の分野におけるものを含んで、能力開発および制度構築に関連した国際連合警察部門の能力並びに専門知識を高めるため加盟国と協働することを要請する。
  - a. 共同体志向の警備および情報に基づく警備を含む、運用上の警備;
  - b. 行政、管理および指導的役割;
  - c. 統治、監督および評価;
  - d. 政策形成および戦略的計画立案;および
  - e. 協力機関との調整;
- 10. 自給自足的に機能するための移行への準備において受入国の警備機関を支援する平和維持活動および特別政治ミッションの役割を強調し、そして移行に向けたこの準備は、受入国と協議して、国際連合国別現地チームを含む、国際連合平和維持活動および開発関係者が、受入国当局との密接に協力して活動しつつ、必要な戦略的計画立案および資源動員を遂行することを可能にするため、また成功したそして恒久的な移行を確保するためできるだけ速やかに受入国の職員と専門家に技能と専門知識を移転するため、平和維持活動または特別政治ミッションの駐留期間を超えたあらゆる援助についての、時宜を得た必要性の分析に基づくべきであることを強調する。
- 11. 事務総長特別代表および特使に対し、受入国の警備および他の法執行機関の改革を含む、治安 部門改革の戦略的価値を、適切な場合には、その活動において、負託された場合にはその周旋を通した ものを含んで、幅広い治安部門改革の取組の文脈において、十分に考慮することを奨励する。

- 12. 国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの警察部門のための、幅広い範囲の警備活動を通して専門知識を提供することおよび迅速な、一貫した、効果的且つすぐに反応する指導開始能力を提供すること並びに助言、専門知識、基礎評価および査定の提供を通して既存の派遣団を支援することにおける国際連合常設警察能力の活動を歓迎する。
- 13. 事務局に対し、加盟国および地域的機関との協力を可能にすることを通したものを含む、現代の要求を叶える技能セットを含むことを確保するため国際連合常設警察能力の構成を改良することを続けることを要請する。
- 14. 警察の能力構築のための「特殊警察班」の活用を探り続けるために平和維持活動局の警察課によりなされた取組に感謝の念をもって留意し、そして事務総長に対し、適切な場合には、この活用について報告することを要請する。
- 15. FPUs の迅速な再展開を通したものを含む、ミッション間の協力を高める事務局の取組に留意し、そのような協力が中期の、短期の措置として決定的に必要とされた定員に対して時宜を得た対応を提供できることを認識し、ミッション間の協力の有効性を損ねることができる兵站的課題に留意し、そして事務局に対して、警察官提供諸国と協議して、確立された運用手続を合理化しまたそのような協力の有効性を改善する目的でミッション間の協力の実践を審査し続けることを奨励する。
- 16. 国際連合平和維持活動および特別政治ミッションへの、十分なまた適切な技能と専門知識を持った、文民の警備専門家を展開することの重要性に留意する。
- 17. 国際連合警察部門により遂行される活動における、負託された場合には、文民保護の中心的役割を確認する。
- 18. 国際連合警察部門が、とりわけあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民保護における受入当局の取組を支援することにおいて、負託された場合には、果たすことができる役割の重要性を確認し、そしてこれに関連して、同時に文民保護は、受入国の主要な責任であることを認識し、受入国の警備および法執行機関を構築しまた改革することを援助しつつ、そのことで受入国が持続的にまた終始一貫して文民を保護できるようになる。

- 19. 国際連合警察部門が、法の支配と治安問題に関するものを含む、紛争解決と平和構築に関する対話に女性の参加と包摂を促進することで果たすことができる決定的な役割を強調する。
- 20. 警察官提供諸国に対し、国際連合平和維持活動への配置における女性警察官、とりわけ指導的役割におけるものを含む、上級職員の割合を増やすことを奨励し、そして事務総長に対し、女性警察官のそのような配置を奨励するための革新的取組を支援し続けることをまた警察部門と子ども保護アドバイザー並びにジェンダーや女性保護アドバイザーとの間の調整を高めることを要請する。
- 21. 警察官提供諸国に対し、全ての警察要員に、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子ども 保護に関する自らの責任を遂行するため十分な訓練を提供することを奨励し、そして関連する国際連合 機関に対し、適切な指針およびとりわけ性的およびジェンダーに基づく暴力の予防に関するまた子ども と武力紛争に関する国際連合の展開前のシナリオに基づく訓練を含む、訓練モジュールを利用可能にす ることをさらに奨励する。
- 22. 事務総長に対し、国際連合要員による性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策、並びに国際連合平和維持活動における児童労働の禁止に関する政策を実行する取組を続けまた強化することを要請し、そして警察官提供諸国に対し、展開前および展開中の啓発教育含む、適切な事前予防策をそして自国の要員がかかる行為に関係した場合には、起訴を含む、完全な説明責任を確保するための他の行動を講じることを促す。
- 23. 人権デュー・ディリジェンス政策を遵守している非国際連合治安部隊に対する国際連合警備関連支援の重要性に留意する。
- 24. 安保理が命じた制裁体制で受入国に位置する、警察部門を含む、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションは、安保理によって必要とみなされた場合には、当該制裁体制の実施および遵守の監視において、受入政府、関連する制裁委員会および関連する専門家グループに対し、適切な専門知識を提供することができることをくり返し表明し、そしてこれに関連して国際連合警察部門のための適切な訓練の重要性にさらに留意する。

- 25. 警察部門を含む、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションは、安保理によって負託された場合には、既存の世界的および地域的な法律文書の下での公約を実施するためまた特に武器収集、武装解除動員解除および再統合計画を通して、物理的な安全および貯蔵管理実践の向上、記録保管および追跡能力、国の輸出入管理システムの開発、国境の安全の向上および司法機関、警備並びに他の法執行能力の強化を含んで、小型武器の違法な取引に対処するため、要請があった場合には、受入政府のために能力構築を支援することができる。
- 26. 包括的且つ統合された方法で、越境組織犯罪、テロリズムおよびテロリズムに資することができる暴力的な過激主義に対処する手段を審議する際に、関連しまた適切な場合には、事務総長特別代表、警察課を含む平和維持活動局、政治局、テロ対策事務局、国連薬物犯罪事務所、テロ対策履行タスクフォースおよび国際連合開発計画間の、既存の職務権限および資源の範囲内の、情報共有を奨励する。
- 27. テロ対策事務局に対し、特別使節、政治局および平和維持活動局と、派遣団の計画立案の段階期間中を含む警備活動に関して、適切な場合には、決議 1373 (2001) および 1624 (2005) の実施に関連して、対話と情報共有を高めることを奨励し、そしてテロ対策事務局に対し、安全保障理事会決議 1373 (2001) および 1624 (2005) を実施する、加盟国の警備並びに他の法執行機関の能力を含む、その能力における主要な格差を特定することを要請する。
- 28. 国際連合平和維持活動の一部として展開された国際連合警察部門は、安保理により負託された場合には、重大な国際犯罪に対して責任を有する者を訴追するため、国の当局の責任を害することなしに、それら当局に対し、受入国と協議して、実行可能なものとしてまた適切な場合には、支援を提供することができることを確認する。
- 29. 国際連合事務局および国際的な、地域的なまた準地域的な機構、INTERPOL 並びに準地域的な警察機構との間の警備問題についての、訓練、情報の共有と交換、テーマ別の専門知識および適切な場合には、運用上の支援を含む、密接な調整と協力を奨励する。
- 30. 連携、協力、信頼および相互信用の精神を促進するため、警察官提供諸国との、安全保障理事会、部隊および警察官提供諸国並びに国際連合事務局との間の三角協力を通したものを含む、協力および協議をさらに強める必要性をくり返し表明する。

- 31. 国際連合警察部門の長との警備問題についての年次会合を開催することを考慮する安保理の意図を表明する。
- 32. 事務総長に対し、適切な場合には、彼の今度の国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの戦略的再検討に、平和維持活動および特別政治ミッションに関連する多くの他の重要な問題に加えて、警備の増加する役割を審議することを奨励する。
- 33. 事務総長に対し、国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの警察部門が直面している 課題に特に焦点を絞って、また派遣団の職務権限の達成に彼らが貢献する最善の方法についての勧告を 行い、平和維持活動および紛争後の平和構築の不可欠な一部として警備の役割について 2016 年の末ま でに報告書を提出することを要請する。